

資料目次

	内 容 ・ 担 当 ・ 問 合 せ 電 話 番 号	ページ
「退職時に行う年金の手続について」 年金グループ 電話 045(210)8183	1 退職時に共済組合に提出する書類	1
	2 退職後の勤務に伴い加入する年金制度	3
	3 60歳未満の被扶養配偶者の年金加入手続	4
	4 年金関係手続一覧表	5
	【退職時の年金手続 Q&A】	6
	【退職届書の記入例】	8
	【高齢厚生年金「改定」請求書の記入例】	9
「退職後の医療保険（健康保険）制度について」 給付グループ 電話 045(210)8179	1 退職時の留意点	10
	2 退職後に加入可能な保険制度	10
	3 任意継続組合員制度	12
	(1) 任意継続組合員証(任意継続被扶養者証)の交付について	12
	(2) 組合員期間	12
	(3) 給付等の範囲	12
	(4) 給付金の支給方法	13
	(5) 被扶養者の認定(扶養する)及び取消し(扶養を外す)	13
	(6) 資格の喪失(地方公務員等共済組合法第144条の2第5項参照)	13
	(7) 掛金(保険料)	14
	(参考)掛金の払込方法等比較表	16
	4 任意継続組合員 短期給付一覧表	17
	5 令和3年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の事務の手続等について	18
【医療保険制度 Q&A】	20	
【様式集】	22	
「貸付金償還等の手続について」 共済経理グループ 電話 045(210)8176	1 退職手当からの控除について	30
	(1) 退職手当から全額控除できる場合	30
	(2) 退職手当から全額控除できず、不足額がある場合	30
	2 償還完了に係る貸付借用証書の返却について	30
	3 3月1日以降に退職決定した方のうち貸付金未償還元利金がある方について	30
	4 団体信用生命保険に加入されている方について	31
	5 退職時における福祉保険制度及びアイリスプランの手続について	31
	(1) 福祉保険制度(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度、元気づくりサービスコース)	31
	(2) アイリスプラン	32
【貸付金償還等 Q&A】	33	

(この資料は、令和2年12月現在の制度に基づく内容を記載しております。)

共済組合について知りたいときは

公立学校共済組合の情報は、「広報誌」及び「ホームページ」で確認することができます

■組合員向け広報誌 「公立共済かながわ」年3回（3月、7月、12月）発行
「共済フォーラム」 季刊（6月、9月、12月、3月）発行

■年金受給者向け広報誌 「年金フォーラム」 年2回（6月、12月）発行

■ホームページ 公立学校共済組合神奈川支部 <https://www.kouritu.or.jp/kanagawa/>

公立学校共済組合神奈川支部

検索 

公立学校共済組合（本部） <https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合

検索 

電話での問合せも受け付けております

各グループの電話番号は、表紙を御覧ください。

退職後はこちらで相談を受け付けております

- 「共済相談コーナー」（公立学校共済組合神奈川支部） 電話 045(641)7712
- 「年金相談室」（公立学校共済組合 本部） 電話 03(5259)1122

問合せ先

公立学校共済組合神奈川支部

〒231-8309 横浜市中区日本大通 33

（神奈川県教育局厚生課内）

直通電話：045(641)6997

② 年金の受給権発生後の方 (S33. 4. 1 以前生まれ) ⇒ 「改定請求書」等提出

「老齢厚生年金改定請求手続」と「年金払い退職給付請求手続」(65歳以降の退職の場合)の手続が必要です。

手続に必要な書類を3月下旬に自宅あてに送付します※¹ので、期日までに提出してください。

※1 提出書類を送付する対象者

- ① 再任用フルタイム職員、臨時的任用職員のうち、次年度の勤務継続の有無に係る調査(2月初旬頃実施予定)で、「勤務を継続しない」と回答した方。
- ② 定年、勸奨退職、自己都合退職で、任命権者から退職予定者として連絡があった方。



3月末に退職される方は、退職後に年金の改定手続を行うことにより在職停止※²が解除されますが、4・5月分の年金の支給は、8月以降(予定)です。

※2 年金受給者が組合員(在職者)である間は、年金の全部又は大部分が支給停止となります。

2 退職後の勤務に伴い加入する年金制度

手続が必要

(1) 退職時に 60 歳以上の方 (S36. 4. 1 以前生まれ)

退職後に再就職し、年金制度に加入する方は、勤務先を通じて手続をしてください。令和3年4月1日以降、厚生年金に加入しない場合は、手続不要です。

(参考) 「①60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方」、「②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額(40年間保険料納付分)の老齢基礎年金が受けられない方」は、①の方は70歳になるまで、②の方は65歳になるまで国民年金に任意加入することができます(厚生年金保険に加入中の方は除く)。手続はお住まいの市区町村の年金窓口で行ってください。

(2) 退職時に 60 歳未満の方 (S36. 4. 2 以降生まれ)

60歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。次のア又はイに必ず加入してください。

ア 厚生年金(勤務先で加入する方)

勤務先に確認し、手続をしてください。

イ 国民年金(勤務先で厚生年金に加入しない方・無職の方)

(ア) 自分が加入する場合

退職後14日以内に、お住まいの市区町村の窓口で国民年金(第1号被保険者)の加入手続を行ってください。退職後に当共済組合の任意継続組合員となった場合、子の被扶養者となった場合も国民年金の加入手続は必要です。

(イ) 配偶者の被扶養者になる場合

配偶者が厚生年金に加入しており、あなたが配偶者の被扶養者になる場合は、配偶者の勤務先を通じて国民年金(第3号被保険者)の加入手続を行ってください。(市区町村窓口での国民年金の加入手続は不要です。)

3 60歳未満の被扶養配偶者の年金加入手続

手続が必要

あなたの被扶養配偶者も、60歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。

あなたが令和3年4月1日から厚生年金に加入して、配偶者があなたの被扶養者である場合、配偶者はあなたの勤務先を通じて国民年金第3号被保険者の手続を行い、年金制度に加入することになります。

あなたが令和3年4月1日以降厚生年金に加入しない場合は、配偶者本人が国民年金加入の手続を行ってください。配偶者が当共済組合の任意継続組合員の被扶養者になった場合も、国民年金の加入手続は必要です。

4 年金関係 手続一覧表

	地方公務員(公立学校教職員を含む)		国家公務員		その他
	フルタイム職員		短時間職員		
	令和3年4月1日以降の勤務形態	神奈川県教育委員会 所管の教職員及び 県内市町村立学校の 教職員 ・正規教職員 ・臨時的任用職員 ・再任用職員 (フルタイム)	①他都道府県教育委員会 所管の教職員及び他都道 府県内市町村立学校の教 職員 ・正規教職員 ・臨時的任用職員 ・再任用職員 (フルタイム) ②国家公務員 ③地方公務員 (①を除く)	再任用職員 (短時間) 会計年度任用 職員 (パートタイム)	④民間企業 (フルタイム) ⑤私立学校の 教職員
退職時の年金関係手続	退職に伴う年金関係手続	手続なし	「組合員転出届書」 の提出 (①は不要)	○ S33.4.2以降生まれの方 (年金受給権発生前) 「退職届書」の提出 ○ S33.4.1以前生まれの方 (年金受給権発生後) 「年金改定請求書」の提出※	
	手続窓口	—	退職時の所属所		
令和3年4月1日以降の年金	加入する年金制度	厚生年金			⑥60歳以上なし
	年金の実施機関	公立学校共済組合 (神奈川支部)	①公立学校共済組合 (他支部) ②国家公務員共済組合 ③地方公務員共済組合 (市町村職員共済組合等)	日本年金機構	④日本年金機構 ⑤日本私立学校 振興・共済事 業団 ⑥なし ⑦日本年金機構
	手続窓口	手続なし	令和3年4月1日以降の勤務先		⑦在住の市区町村
	60歳未満の被扶養 配偶者が加入する 年金(P4)	国民年金(第3号)			国民年金 (第1号)
	手続窓口	手続なし	令和3年4月1日以降の勤務先		在住の市区町村

※「年金改定請求書」は自宅に送付され、神奈川支部に送付していただきます。(退職時の所属所は通しません。)

退職時の年金手続 Q & A

Q 1 「退職届書」は何のために提出するのですか？提出しなかったらどうなるのでしょうか？

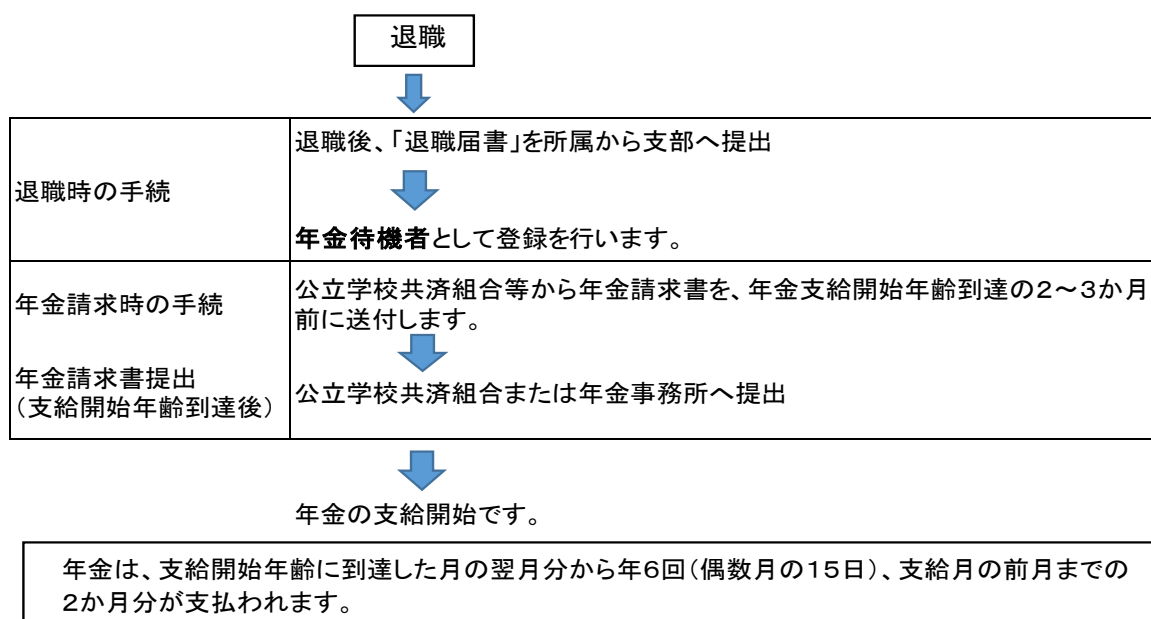
A 1 「退職届書」は、将来の年金受給に備え、組合員期間及び給料額等を「年金待機者」として登録するために必要な書類です。提出がない場合、「年金待機者」として登録されず、年金受給年齢になったときに、年金を請求できなくなるおそれがありますので、必ず提出してください。→ 資料P 1

Q 2 定年退職後、再任用(短時間)として勤める予定です。「退職届書」の提出は必要ですか？

A 2 退職届書を提出してください。再任用(短時間)の方は、公立学校共済組合の組合員ではなくなるので、年金待機者登録の手続が必要です。
再任用フルタイム勤務等、引続き組合員期間が継続する場合は、退職届書の提出は不要です。→ 資料P 1、5

Q 3 「退職届書」を提出した後の流れは？

A 3



→資料P 1

Q 4 退職後に引越しをした場合、必要な手続は？

A 4 公立学校共済組合本部へ住所変更の届出が必要です。「年金待機者異動報告書」を提出してください。婚姻等により氏名が変更になった場合も届出が必要です。届出の様式は公立学校共済組合本部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/>) の「トップページ右側の「ピックアップコンテンツ」⇒ピックアップ情報⇒年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」からダウンロードできます。

→ 資料 P 1

Q 5 60歳を過ぎて退職しました。国民年金の加入期間が、満額となる40年に満たないです。不足期間を補えますか？

A 5 60歳以上で、①老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方は、①の方は70歳まで、②の方は65歳まで、国民年金に任意加入できる制度があります。お近くの年金事務所へ相談してください。

ただし、再任用フルタイムや臨時的任用職員等、厚生年金保険に加入している方は、国民年金に任意加入することはできません。

→ 資料 P 3

Q 6 60歳前に退職します。退職後、任意継続組合員になれば、国民年金保険料は払わずに済みますか？

A 6 任意継続組合員は医療保険のみの制度ですので、年金制度に加入したことにはなりません。60歳までは御自身で国民年金に加入する必要があります。

退職後、厚生年金に加入している配偶者の被扶養者になる場合は、60歳未満であれば、国民年金第3号被保険者になるため、国民年金加入の手続は不要です。

子の被扶養者になる場合、国民年金第3号被保険者にはならないので、国民年金の手続を行う必要があります。注意してください。→ 資料 P 3

Q 7 組合員として在職中、配偶者を扶養していました。退職後、扶養していた配偶者の年金加入手続も必要ですか？

A 7 組合員として在職中の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者でしたが、あなたが退職後、無職若しくは自営業等で厚生年金保険に加入しない場合は、60歳まで、あなたと配偶者それぞれについて、国民年金に加入する必要があります。

→ 資料 P 3、4

【退職届書の記入例】

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入のうえ、押印してください。

支部 組合員証番号 1 4		4 5 6 7 8 9		退職届書 [共済組合提出用]		退職日以降				
公立学校共済組合理事長 殿				届出日 令和 3 年 4 月 1 日						
退職者	フリガナ コウリツ	・ タロウ		生年	元号	年	月	日	性別	
氏名	(氏)	(名)		月	昭平	3	5	0	4	
氏名	公立	太郎		日					男・女	
氏名訂正欄	フリガナ			障害状態の有無						
氏名	(氏)	(名)		有・無	有・無					
退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号			
昭平	令	0	3	0	3	3	1	昭平	年	
					改姓年月日	年	月	日	9	
所属機関名	所属機関名		職名	待機者番号(前歴)	証書番号					
職名	県立〇〇高等学校		教諭	空欄の場合は記入、記載誤りの場合は、訂正						
退職者の住所等	郵便番号	フリガナ	カナ	住所	ヨコハマシナカク					
	101-0062	カナガワケン		神奈川県	横浜市中区					
住所等	フリガナ	町名		日本大通 333						
	ニホンオオドリ	番地等								
住所等訂正欄	郵便	市・郡		区(東京都)		町・村				
	最新住所 (退職後の住所)	都道府県		区(指定都市)		区(指定都市)				
配偶者の有無	配偶者の有無	「有」の場合は記入して下さい。		配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか?	
無・有	無・有			昭平	令				している・していない	

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属機関名 及び職名

所属機関の長 氏名

所属機関の長の証明は省略可能

支部受付印 本部受付印

共済組合記入欄(任意)									
重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	一時金支給額	
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勲奨・失職	義・非			有・無	種別	一時金額
	退職年月日		退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	受給日	
	元号	年	月	日				昭和	
退職②	昭平						有・無	昭和	
退職③	昭平						有・無	昭和	
退職④	昭平						有・無	昭和	
退職⑤	昭平						有・無	昭和	

審査	作成者

【老齢厚生年金「改定」請求書の記入例】

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

資料番号 2100		老齢厚生年金「改定」請求書 (退職共済年金・経過職域加算)		(退職改定/70歳到達改定用)	
公立学校共済組合理事長 殿				請求日(和暦) 令和3年3月31日	
請求者(年金受給権者) フリガナ コウ リツ		ハナコ		生年月日	
氏名(氏) 公立		(名) 花子		昭和31年7月2日	
年金証書記号番号 33 12345678		退職時の所属機関名 県立XX		退職時の名 教諭	
退職年月日 令和3年3月31日		退職後の就職の予定 無		就職年月日 令和3年4月1日	
退職事由 ①・②・③・④		就職先の加入年金制度 ① 地方・国の公務員共済組合		② 厚年・私学・国議・地議	
障害状態の有無 有・無(病名)		傷病手当金(附加金)受給の有無 有・無			
他制度被保険者期間等の有無 有・無		公的年金受給権の有無(請求中を含む) 有・無		制度名(共済組合名) 厚生年金保険	
				年金の名称 老齢厚生年金	
				証書記号番号 9450123456-1150	
公立学校共済組合の年金受給権のある配偶者		フリガナ コウ リツ		シロウ	
		(氏) 公立		(名) 二郎	
		年金の名称 老齢厚生年金		証書記号番号 31-87654321	
SEQ 雇用保険被保険者番号		11 12345678901			

共済組合使用欄	被扶養者(新)配偶者		加給調整受給者(新)配偶者		新給調整種別		他の証書番号(1)		他の証書番号(2)		給付制限		
	元	子	元	子	種別	証書番号	新併	種別	証書番号	新併	区分	執行終了	
他の公的期間													
制度		自年月日		至年月日		制度		自年月日		至年月日		制度	
自年月日		至年月日		制度		自年月日		至年月日		制度		自年月日	

記支部必要事項欄

組合員証記号番号

請求書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

(和暦) 年 月 日

所属機関名 及び 職名

所属機関の長 氏名

支部経由用

SEQ	支部種別		17		19	
15	共済		17		19	
13	組		17		19	
17	転居事由		退職年月日		退職事由	
29	元		年		月	
27	1		2		3	
27	2		3		4	
34	3		4		5	
35	4		5		6	
36	5		6		7	
37	6		7		8	
39	7		8		9	
40	8		9		10	
43	9		10		11	
44	10		11		12	
49	11		12		13	
74	12		13		14	
80	13		14		15	
88	14		15		16	

支部受付印

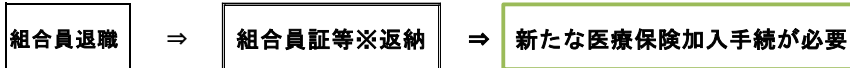
本部用

退職後の医療保険（健康保険）制度について

1 退職時の留意点

公立学校共済組合員の方は、退職と同時に現在の資格を喪失し、被扶養者についても同時に資格を喪失します。そのため、退職後に新たな医療保険制度に加入する必要があります。

※ 資格喪失後の組合員証（被扶養者証）の誤使用を防ぐために、退職後は速やかに組合員証（被扶養者証）等を返納してください。なお、引き続きフルタイム再任用職員等で神奈川県内の公立学校で勤務する場合（公立学校共済組合加入要件が継続する場合）は返納は不要です。



2 退職後に加入可能な保険制度

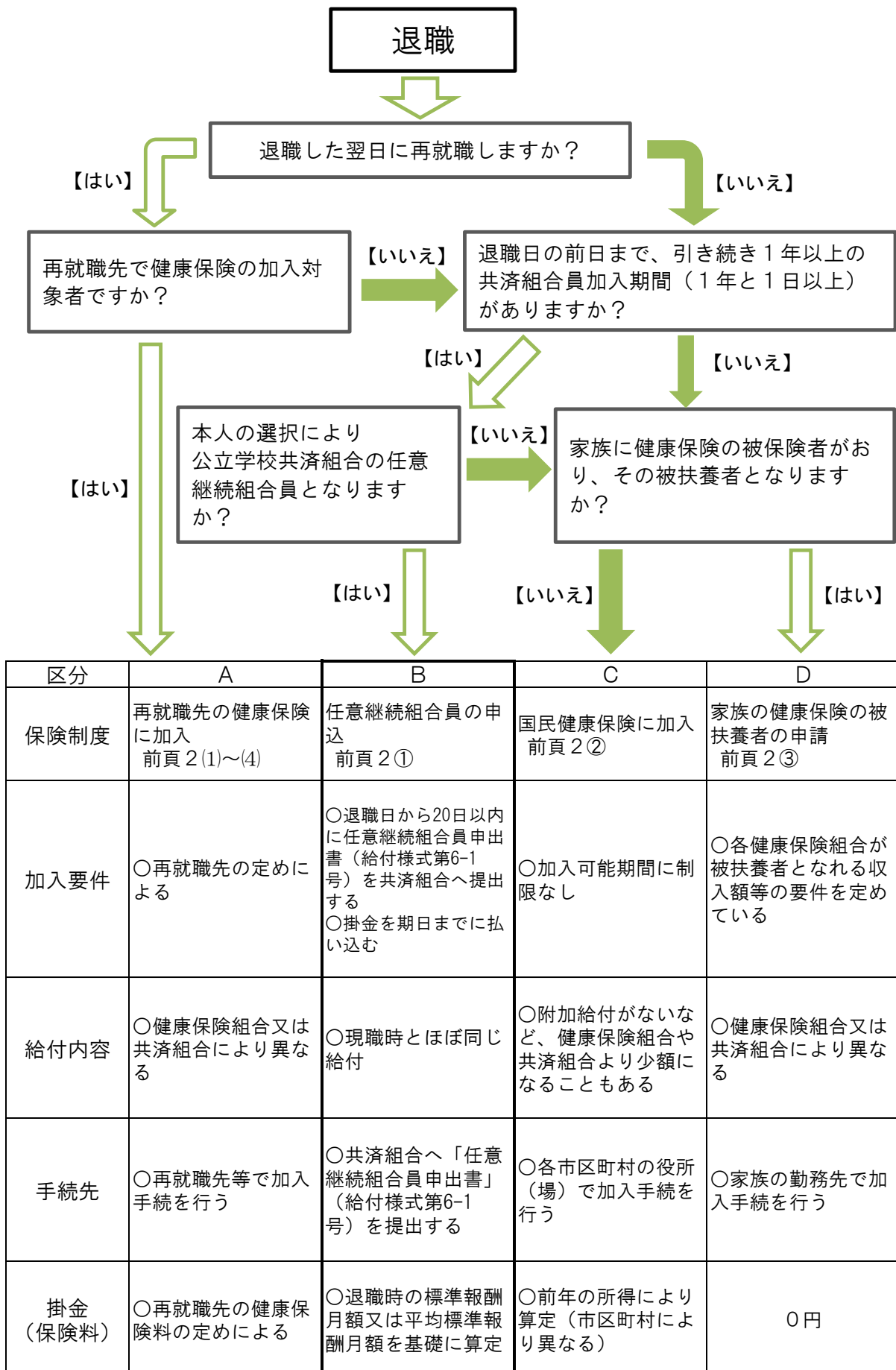
<再任用（再就職）先で加入する医療保険制度>

	再任用（再就職先）	加入できる保険	手続等
(1)	神奈川県内の公立学校のフルタイム再任用職員、臨時的任用職員	公立学校共済組合	【手続】再任用先の所属で行う。 <u>組合員証等の返納は不要。</u> 短期給付（医療保険）や掛金の払込方法は、現職時と同様。
(2)	短時間再任用職員等（週29時間勤務） 中小民間企業再雇用（再就職）	全国健康保険協会管掌健康保険 【協会けんぽ】	【手続】再就職先で行う。 ※週20時間未満、2か月未満の勤務の場合は加入不可。 公立学校関係の所属や県・市町村教育委員会関係の所属で会計年度任用職員として再雇用された場合、雇用条件によって加入することになります。加入要件は、再就職先で確認が必要。
(3)	大手民間企業等	組管管掌健康保険 【組合健保】	【手続】再就職先で行う。 大手企業が独自に設立している健康保険。
(4)	市町村教育委員会、市町村・知事部局、国、国立大学法人、私立学校等の常勤職員	該当の共済組合	【手続】再雇用の勤務先で行う。

<御自身で加入する医療保険制度>

対象となる場合等	加入できる保険等	手続等
○再任用（再就職）先で医療保険に加入できない場合（週20時間未満で勤務等） ○自営業者等職場の健康保険に加入できない場合	①公立学校共済組合任意継続組合員	【要件】公立学校共済組合に退職日の前日までに1年以上加入している。（継続して1年と1日以上加入歴があること） 【手続】公立学校共済組合へ「任意継続組合員申出書」（給付様式第6-1号）を退職後20日以内に提出。（提出期限を超えた場合は加入できません。）※別途通知する期限までに提出した場合は、退職日までに任意継続組合員証を発行します。 【掛金（保険料）】退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額が算定の基礎となる。※被扶養者分の掛金の加算はありません。
	②国民健康保険	【手続】市区町村の役所で行う。 ※資格喪失証明書が必要となる場合があります。 ⇒資格喪失（取消）証明書発行願（給付様式第4-1号）を共済組合へ提出してください。 【掛金（保険料若しくは保険税）】市町村民税額が算定基礎額となります。また、被扶養者という考え方がないため、退職まで公立学校共済組合で被扶養者であった方にも被保険者として掛金（保険料若しくは保険税）が発生します。
	③家族の健康保険の被扶養者の認定を受ける	【手続】家族の勤務先で行う。 ※必要書類、給付内容等は各自で事前にお調べください。

<退職後の医療保険（健康保険）制度フローチャート>



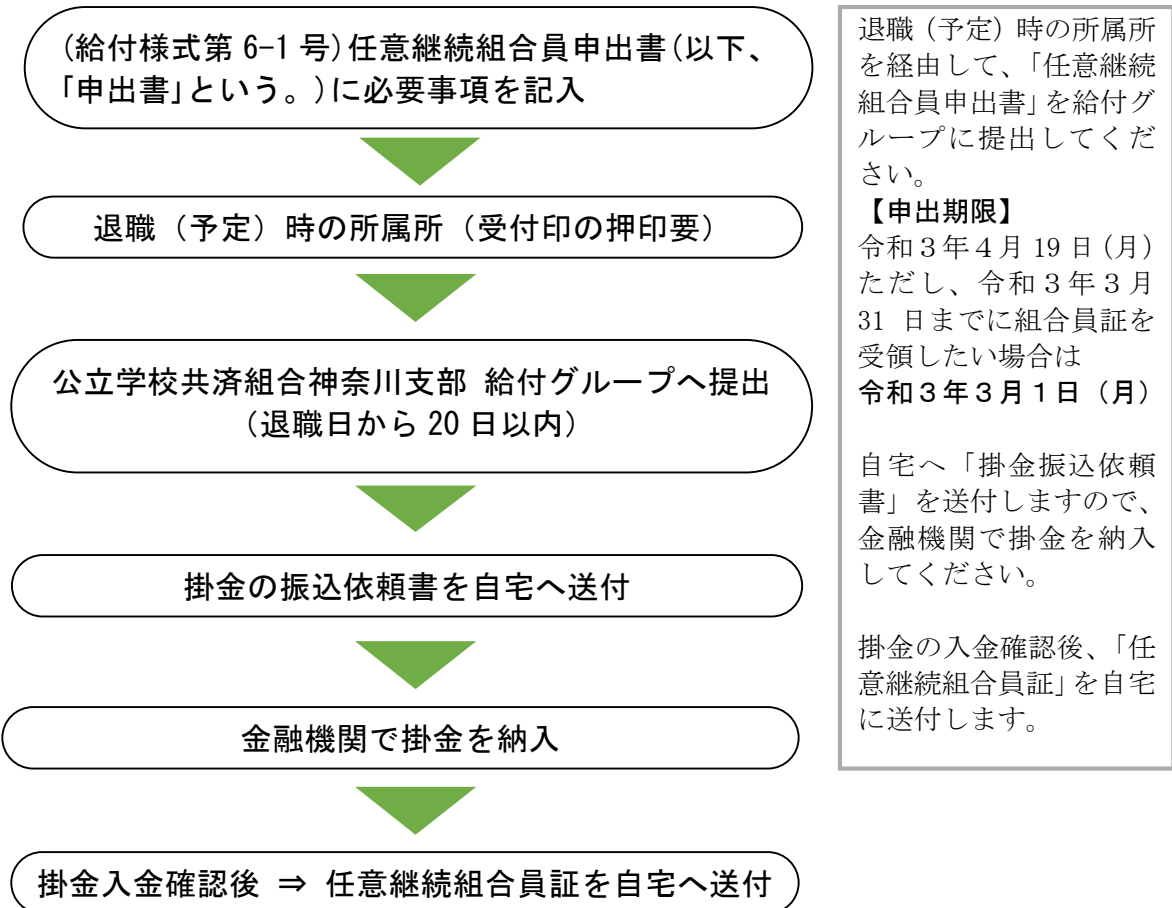
区分	A	B	C	D
保険制度	再就職先の健康保険に加入 前頁2(1)~(4)	任意継続組合員の申込 前頁2①	国民健康保険に加入 前頁2②	家族の健康保険の被扶養者の申請 前頁2③
加入要件	○再就職先の定めによる	○退職日から20日以内に任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）を共済組合へ提出する ○掛金を期日までに払い込む	○加入可能期間に制限なし	○各健康保険組合が被扶養者となれる収入額等の要件を定めている
給付内容	○健康保険組合又は共済組合により異なる	○現職時とほぼ同じ給付	○附加給付がないなど、健康保険組合や共済組合より少額になることもある	○健康保険組合又は共済組合により異なる
手続先	○再就職先等で加入手続を行う	○共済組合へ「任意継続組合員申出書」（給付様式第6-1号）を提出する	○各市区町村の役所（場）で加入手続を行う	○家族の勤務先で加入手続を行う
掛金（保険料）	○再就職先の健康保険料の定めによる	○退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額を基礎に算定	○前年の所得により算定（市区町村により異なる）	0円

※ Aは強制加入になり、B～Dはそれぞれの要件を満たしている場合に選択ができます。

3 任意継続組合員制度

この制度は、退職日まで引き続き組合員期間が1年と1日以上あった方が、任意継続組合員となることを申し出た場合、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部を除いた（（3）参照）福祉事業を利用することができる制度です。（地方公務員等共済組合法第144条の2参照）

（1）任意継続組合員証（任意継続被扶養者証）の交付について



（2）組合員期間

退職日の翌日から起算して、**最長2年間**

(申出により、資格喪失ができます。資格喪失日は原則、給付グループが任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第6-2）を受理した日の翌月の1日となります。ただし、再就職先で健康保険に加入した場合はこの限りではありません。)

（3）給付等の範囲

ア 退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。ただし、以下の給付は受けられません。（詳しくは、「4 任意継続組合員短期給付一覧表」を確認してください。)

〈受けられない給付〉

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ・傷病手当金（※） | ・傷病手当金附加金 | ・出産手当金（※） |
| ・休業手当金 | ・育児休業手当金 | ・介護休業手当金 |

※ 任意継続組合員の加入の有無に関係せず、傷病手当金と出産手当金については、退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合に限り、退職後から請求することで支給を受けることができます。また、現在支給を受けている方も継続して支給を受けることができます。

イ 人間ドック事業の対象とはなりません。

ウ レクリエーションガイドの配付はありません。(令和3年3月末まで利用可)

エ ベネフィット・ステーションの利用はできません。(令和3年3月末まで利用可)

オ 特定健康診査等を実施しています。(40歳以上75歳未満の任意継続組合員と被扶養者の方)

(4) 給付金の支給方法

提出された「申出書」の指定口座に振り込みます。

(5) 被扶養者の認定（扶養する）及び取消し（扶養を外す）

ア 認定する場合

<在職中の被扶養者を継続して認定する場合>

「申出書」の被扶養者の登録欄に該当者の氏名を記入してください。(記入されていない場合は継続して認定できません。)

<新たに被扶養者の認定が必要な場合>

給付グループに連絡してください。任意継続組合員資格取得後に手続きします。

○収入要件

被扶養者の収入：年額130万円（恒常的な収入月額：108,334円）未満である場合（障害を支給事由とする公的年金等を受けている者、60歳以上で公的年金を受給する被扶養者：年額180万円（恒常的な収入月額：150,000円）未満の場合）

イ 取消しする場合

<就職や収入超過、死亡などで、取消事由が発生した場合>

任意継続組合員被扶養者取消申出書（給付様式第6-3号）に必要な書類を添えて給付グループに送付してください。

※ 任意継続組合員被扶養者証は、必ず返納してください。

(6) 資格の喪失（地方公務員等共済組合法第144条の2第5項参照）

次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。また、資格喪失直後の再加入はできません。

ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

イ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。

ウ 他の健康保険の被保険者となったとき。

（退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合も含む。）

エ 死亡したとき。

オ 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。

（国民健康保険に加入、家族の被扶養者となる場合等）

※ ウ～オに該当する場合は、所定の様式により資格喪失の申出が必要となります。なお、エの場合は、家族の方が申出をしてください。

公立学校共済組合の組合員の被扶養者となる場合でも、任意継続組合員の喪失手続は必要です。

(7) 掛金（保険料）

任意継続掛金には、**短期掛金**と**介護掛金**（介護保険第2号保険者：40歳以上65歳未満の方）があります。

掛金は任意継続掛金の基礎となる額に掛金率を乗じて得た額が月額掛金額となります。また、掛金は、在職中に事業主が約1/2負担していたため、事業主分を本人が負担することとなり、在職中と比較するとほぼ2倍になります。

加入した日の属する月に資格を喪失した場合は、加入月の掛金（1か月分）は徴収します。

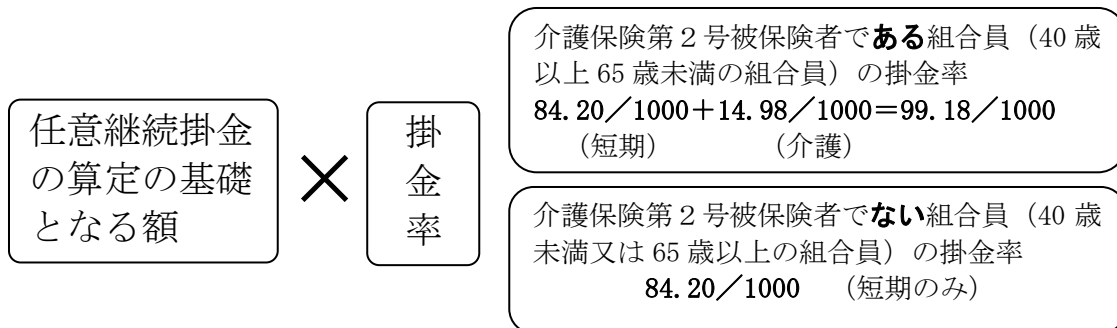
なお、任意継続組合員が資格を喪失し、喪失した日の属する月以後の任意継続掛金が払い込まれている場合は、当該任意継続掛金を還付します。

ア 算定方法

任意継続掛金の算定の基礎となる額は、①か②のいずれか少ない額を標準とし、掛金率を乗じて算定します。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 平均標準報酬月額 410,000円（令和3年度適用）

1か月分の掛金の計算方法（掛金率：令和2年10月現在のもの）



【任意継続掛金の算定例】

平均標準報酬月額が任意継続掛金の算定の基礎額となる方で、その方が介護保険第2号被保険者の場合の1か月の掛金額

$$\begin{aligned} \text{（短期）} & 410,000 \text{円} \times 84.20/1000 = 34,522 \text{円（円未満切捨て）} \\ \text{（介護）} & 410,000 \text{円} \times 14.98/1000 = 6,141 \text{円（円未満切捨て）} \\ & \text{合計 } 40,663 \text{円} \end{aligned}$$

イ 掛金の払込みと払込期日

- a 前納払（割引あり）
6か月分又は12か月分を振込依頼書により払込み
- b 毎月払（割引なし）
口座登録による自動振替

c 払込期日

資格取得時の月以外の掛金は前払

※ 自動振替による払込みの場合も該当月の前月に自動振替をします。

〈掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合〉

任意継続組合員資格を取得することはできません。また、一旦取得した後でも、掛金が未納になった場合は資格を喪失します。（自動振替による毎月払の方で、口座登録をされなかった場合や口座の資金不足などにより振替不能になった場合も同様）

なお、令和3年3月31日までに任意継続組合員証を受け取りたい方は、「5 令和3年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の事務の流れ」を参照してください。

ウ 掛金払込証明書の発行

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、払込まれた年の翌年1月中旬に自宅へ発送します。

ただし、年末調整等で「任意継続組合員掛金払込証明書」を発送前に必要な場合は、任意継続掛金払込証明書発行願（給付様式第6-7号）を給付グループあてに郵送してください。

エ その他注意事項

- 平均標準報酬月額：毎年見直され、毎年11月頃に公表
- 掛金率：令和2年10月現在のもの
※令和3年度の掛金率：掛金決定通知書に同封する文書でお知らせ予定
- 任意継続組合員証の有効期限：資格取得日から2年間
※2年目の掛金を払込みした方は2年目も同じく使用できます。
- 掛金の払込み：1年ごと

(参考) 掛金の払込方法等比較表

※払込方法は、申込み後の変更はできません。

払込方法	A 自動振替（みずほ銀行）	C 前納（6か月）	D 前納（12か月）
	B 自動振替（その他の金融機関）		
	毎月	6か月ごと	12か月ごと
指定口座からの自動振替	<p>「振込依頼書」等通知に示す手続きにて金融機関の窓口で一括前納払（割引あり）※指定口座からの引き落としはできません。</p>		
A みずほ銀行			
B その他金融機関			
銀行での手続	<p>A・B</p> <p>指定した銀行（支店）の窓口、「預金口座振替依頼書」を提出してください。</p> <p>●「預金口座振替依頼書」は「任意継続組合員申出書」を提出をされてから自宅に郵送します。</p> <p>●ゆうちょ銀行を御利用の方は、自動振替用に変換した情報（店名と口座番号を振込用に変換した情報）を「預金口座振替依頼書」に記入後、共済組合に送付してください。（詳しくは、ゆうちょ銀行の窓口で確認してください。）</p> <p>●振込依頼書で掛金を払込む場合、各金融機関の振込手数料は、ホームページ等で確認してください。</p>		
納付日	<p>A ●みずほ銀行は毎月25日</p> <p>B ●みずほ銀行以外の金融機関は毎月20日</p> <p>前納払のため、翌月分が引落としされます。（20日、25日が土、日、祝日の場合は、翌営業日）</p> <p>令和3年3月31日（水）あるいは神奈川支部の定める払込期日</p> <p>令和3年3月1日（月）までに、任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）を給付グループが受理できた組合員の方の掛金の割引率は最大となります。</p> <p>令和3年3月2日（火）以降に受理した方は、割引率が若干下がります。（次の前納の割引についてを参照ください。）</p>		
その他	<p>※ 任意継続掛金の種類は2種類です。【短期掛金】【介護掛金】（介護掛金は40歳～64歳の方のみ）</p> <p>A・B</p> <p>●金融機関に「預金口座振替依頼書」を提出し、事務手続が完了するまでは、共済組合から送付する「振込依頼書」を使って、金融機関の窓口で払込みしてください。</p> <p>B</p> <p>●みずほ銀行以外の金融機関から口座振替を希望する場合は、指定した金融機関の窓口での手続終了後、「預金口座振替依頼書」の2枚目を共済組合へ送付してください。</p> <p>●前納の割引について（令和2年10月現在の掛金率をもとに作成）</p> <p>例) 令和2年度平均標準報酬月額（410,000円）が任意継続掛金の算定の基礎となる場合（介護掛金あり）</p> <p>(1) 3月31日までに納付した場合の年間の掛金額（3月1日までに任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）を共済組合へ提出した方）</p> <p>【毎月払】 40,663円（短期+介護掛金）×12か月=487,956円</p> <p>【6か月前納】 482,412円（毎月払より 5,544円お得）</p> <p>【12か月前納】 477,730円（毎月払より10,226円お得）</p> <p>(2) 4月1日以降に納付した場合の年間の掛金額（3月2日以降に任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）を共済組合へ提出した方）</p> <p>【毎月払】 40,663円（短期+介護掛金）×12か月=487,956円</p> <p>【6か月前納】 483,203円 ((1)の毎月払より 4,753円お得)</p> <p>【12か月前納】 479,294円 ((1)の毎月払より 8,662円お得)</p>		

4 任意継続組合員 短期給付一覧表

次の給付金については、請求手続が必要になりますので、給付グループに請求してください。

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	必要書類等
本人の病気や負傷	療養費	(1)やむを得ない事情により任意継続組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき	規定に基づき共済組合で算定した額の7割 〔義務教育就学前までは8割、70歳以上の現役並所得者以外は8割、70歳以上現役並所得者は7割〕	●療養費請求書 ・診療報酬明細書（レセプト） ・領収書の原本
		(2)保険診療において、保険医が治療上必要であると認めたとき ●関節用装具等治療用装具、小児弱視等治療用眼鏡 ●はり師・きゅう師の施術を受けることを同意した場合 ●あんま・マッサージ・指圧師の施術		★治療用装具 ・装具証明書等 ・領収書（原本）（内訳書含む） ・医師の同意書 ★はり師等 ・医師の同意書 ・療養費支給申請書 ・領収書（原本）
被扶養者の病気や負傷	家族療養費	療養費と同じ		●家族療養費請求書 ・添付書類は、療養費と同じ
移送	移送費 家族移送費	任意継続組合員又は被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合等	健康保険法に規定する「算定の例」により算定した最も経済的な経路・方法により移送された場合の旅費により算定した額	●移送費・家族移送費請求書 ・移送に要した費用の証明書等
出産	出産費 （同附加金）	任意継続組合員が出産したとき 出産のみでなく、妊娠85日以上で死産及び流産についても対象となります。	420,000円 （産科医療補償制度非加入の医療機関等で出産した場合 404,000円） 附加金 50,000円	●出産費請求書 ・直接支払制度に関して医療機関等と契約した際の書面の写し ・医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し
	家族出産費 （同附加金）	被扶養者である家族が出産したとき 要件は出産費と同じ	420,000円 （産科医療補償制度非加入の医療機関等で出産した場合 404,000円） 附加金 50,000円	●家族出産費請求書 （添付書類は出産費と同じ）
死亡	埋葬料 （同附加金）	任意継続組合員が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	●埋葬料請求書 ・遺族等に関する届出書 ・死体埋火葬許可書の写し ※被扶養者以外が請求する場合、埋葬に要した費用に関する証拠書類（葬儀領収書の原本等）
	家族埋葬料 （同附加金）	被扶養者が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	●家族埋葬料請求書 ・死体埋火葬許可書の写し
	弔慰金	任意継続組合員が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	任意継続掛金の算定の基礎となる額 1か月分の額	●弔慰金請求書 ・災害状況報告書 ・市区町村又は警察の事故証明書等
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	任意継続掛金の算定の基礎となる額 1か月分額の7割	●家族弔慰金請求書 ・弔慰金と同じ
災害	災害見舞金	非常災害により任意継続組合員及び被扶養者の住宅や家財に損害を受けたとき ※災害の程度により給付されない場合や現地調査が必要となる場合があります。	損害の程度により任意継続掛金の算定の基礎となる額 に0.5か月分から3か月分を乗じた額	●災害見舞金請求書 ・災害状況報告書（住居・家財） ・市区町村又は消防署長の「り災証明書」 ・被災状況のわかる写真

※ 受けられない給付は傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金です。ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り、給付を受けることができます。

5 令和3年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の手続等について

（給付様式第6-1号）任意継続組合員申出書（以下、「申出書」という。）に必要事項を記入して退職（予定）時の所属所長に提出する。（所属所の受付印が必要です）

○再就職の勤務時間等が決定していない方、迷っている方は、申込みを行ってください。

所属所を經由して、**3月1日（月）までに給付グループへ「申出書」を送付（必着）**してください。（共済組合が受理する日が受付日です。）

共済組合から自宅に送付するもの（3月11日頃） ○全ての方に送付 △対象者のみ送付
○ 掛金決定通知書
○ 振込依頼書（介護保険の被保険者ではない組合員は短期掛金分のみ）
○ 手続の御案内
△ 預金口座振替依頼書（掛金支払方法を自動振替で希望されている方のみ）

《本人が行う手続》 ※この手続は必ず行ってください。

○ 金融機関の窓口で、振込依頼書を使用して3月18日（木）までに掛金を払い込む。
（3月18日までに払込みをされた方については、3月31日までに受領できるよう組合員証及び「任意継続組合員になられた方へ」という小冊子を送付します。）

〈口座登録し毎月の**自動振替**を希望の方〉（申出書のA及びBを選択された方）

○ 口座振替登録に要する期間分（4～5月分）の掛金を振込依頼書等通知に示す手続にて払込みをしてください。

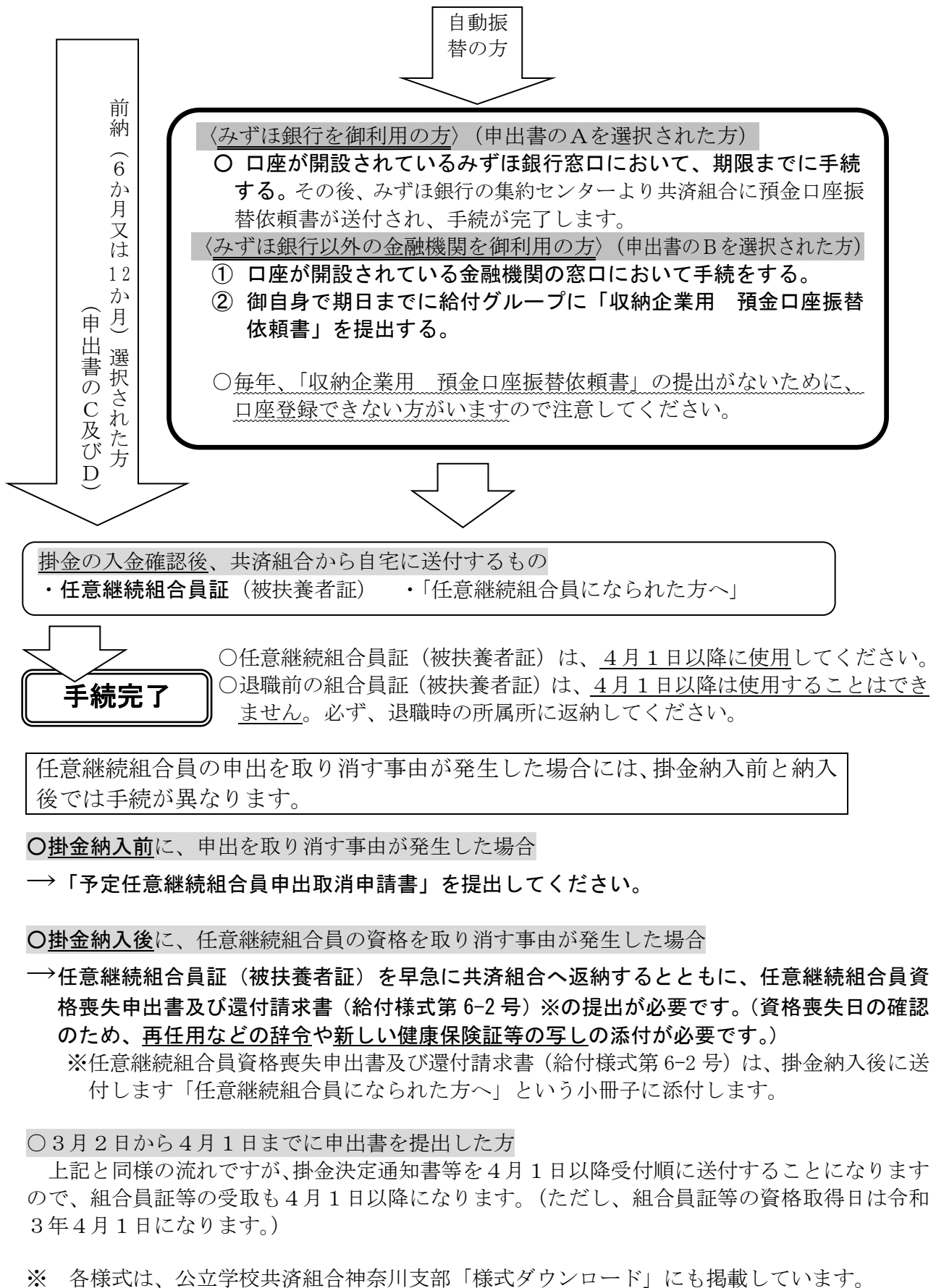
〈6か月前納又は12か月前納を選択された方〉（申出書のC及びDを選択された方）

○ その全額を振込依頼書等通知に示す手続にて払込みをしてください。（金融機関で渡された領収書は年末調整等で利用できます。大切に保管してください。）

前納を選択された方
（申出書のC及びD）

自動振替の方

「申出書」の掛金の払込方法が自動振替（掛金払込方法の記入がA及びB）の方は、自動振替に必要な口座登録の手続を同封の「預金口座振替依頼書」により金融機関で必ず行ってください。
○組合員証（被扶養者証）は、入金確認後に、自宅へ送付します。



医療保険制度Q & A

Q 1 退職後の医療保険は任意継続保険、国民健康保険のどちらに加入するほうが良いのか教えてください。

A 1 掛金額だけの比較ではなく、給付内容も考慮して御自身で決めてください。
なお、任意継続保険の給付内容については、退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。

<受けられない給付>

傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当です。

ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限りに、給付を受けることができます。

→資料 P17

Q 2 退職後に組合員証を使用して医療機関を受診しました。その後の手続きについて教えてください。

A 2 組合員の退職に伴い、共済組合員の資格を喪失しますと別の健康保険に加入する必要があります。また、資格喪失後の組合員証を利用した医療費については、共済組合から後日請求をさせていただきます。その医療費は、退職後に加入した健康保険組合へ請求することができますので、手続等は加入した健康保険組合へお問合せください。

Q 3 再任用職員（フルタイム）で働くように希望していますが、まだ決定の通知等はいただいていません。この場合、4月以降の健康保険が心配なのでどのようにしたらよいですか。

A 3 任意継続組合員の申出を行った場合、再任用職員で働くことが決定した場合に掛金納付前であれば「予定任意継続組合員 申出取消申請書」（給付様式第 6-4 号）を提出することで、申出を取り消すことができます。また、掛金の納付後であっても、任意継続組合員加入日と同日に再就職した場合は、任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第 6-2 号）を提出することで申出を取り消すとともに掛金を全額返金します。

Q 4 任意継続組合員の保険料を年一括で支払いました。その後、年度途中で臨時的任用職員として働くことになりましたが、その場合、どのような手続が必要となりますか。また、保険料の返金はあるのでしょうか。

A 4 任意継続組合員として加入した者が、臨時的任用職員となった場合は、共済組合に加入する手続が必要となります。また、任意継続組合員の資格喪失手続も必要となりますので、任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第 6-2 号）と辞令の写しを給付グループに提出してください。

Q 5 任意継続組合員として加入しましたが、保険料が現役の時よりも高いように思われます。どうしてでしょうか。

A 5 現役の時の保険料は、本人負担分と事業主負担分は 1 / 2 ずつの負担となっていました。任意継続組合員の場合は、事業主負担分がありませんので、全額自己負担となります。

Q 6 自宅に届いた振込依頼書で短期分 1 枚のみ振込したが、任意継続組合員証が届きません。

A 6 介護分も振込してください。（40～65 歳までは保険組合で徴収します。）
お送りする振込依頼書は全て納付期限までに振込してください。

Q 7 任意継続組合員として加入しましたが、加入後、配偶者の被扶養者になろうと思います。必要な手続を教えてください。

A 7 任意継続組合員として加入したものが、家族の被扶養者となる場合は、任意継続の資格喪失の手続が必要です。任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書（給付様式第 6-2 号）を給付グループに提出してください。（申出書を共済組合が受理した日の翌月 1 日が資格喪失日となります。）

また、共済組合組合員の被扶養者となる場合であっても手続は必要です。
任意継続組合員資格喪失後に郵送される資格喪失証明書をもって、被扶養者の加入する健康保険組合で認定手続を行ってください。

任意継続組合員申出書

組合員証記号番号	公立神奈川						共済使用欄		
フリガナ							生年月日 及び性別	年 月 日 男 女	
氏 名									
被扶養者の登録欄 現在認定している被扶養者で任意継続でも認定する被扶養者名を記入してください。	継続or 新規に☑ を入れてください			継続 <input type="checkbox"/>	新規 <input type="checkbox"/>			継続 <input type="checkbox"/>	新規 <input type="checkbox"/>
				継続 <input type="checkbox"/>	新規 <input type="checkbox"/>			継続 <input type="checkbox"/>	新規 <input type="checkbox"/>
	現在認定している被扶養者を継続して認定しない場合は、不要欄に☑をしてください。								不要 <input type="checkbox"/>
※上記被扶養者登録欄の新規欄に☑のある組合員の方には ご自宅へ被扶養者申告書を送付いたします。 (認定は事実発生後になります。3月末退職者→4/1認定)									
退職時の所属所							所属コード		
所属所電話番号	-	-					退職年月日	年 月 日	
自宅住所・電話番号	フリガナ								
	〒	-					TEL	- -	
転居予定記入欄	フリガナ								
	〒	-					TEL	- -	
	転居予定年月日 令和 年 月 日								
退職後給付金口座	現職時と同じ・変更する (どちらかを○で囲んでください)								
給付金指定口座 ※変更する方のみご記入ください。	金融機関コード					支店コード		預金種別	口座番号(右詰め記入)
	銀行・金庫 信組・農協						支店	普通	
	フリガナ								
	口座名義								
掛金払込方法 (A～Dの1つを選び○で囲んでください。用紙提出後の変更はできません。)									
A 自動振替(毎月) みずほ銀行	●「預金口座振替依頼書」をみずほ銀行に提出する。								
B 自動振替(毎月) みずほ銀行以外	●「預金口座振替依頼書」を他銀行(みずほ銀行以外)に提出する。								
C 前納【6か月】	後日郵送する「振込依頼書」を使用して、金融機関の窓口から振り込んでください。								
D 前納【12か月】									
<p>地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合神奈川支部長殿 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申出者 ④</p>									

※提出期限は退職日から20日以内となります。(共済組合給付グループ必着)

所属所受付印(組合員が所属所に提出した日)

(共済欄)

受 付	入 力 済	送 付 済

【任意継続組合員申出書記入例】

(給付様式第6-1号)

任意継続組合員申出書

組合員証記号番号	公立神奈川	△ △ △ △ △ △	共済使用欄	
フリガナ	キョウサイ タロウ		生年月日及び性別	昭和34年10月20日 男 女
氏名	共済 太郎			
被扶養者の登録欄 <small>現在認定している被扶養者で任意継続でも認定する被扶養者名を記入してください。</small>	継続or新規に☑を入れてください	共済 花子	継続 <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/>	継続 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/>
			継続 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/>	継続 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/>
<p>現在認定している被扶養者を継続して認定しない場合は、不要</p> <p>※上記被扶養者登録欄の新規欄に☑のご自宅へ被扶養者申告書を送付し(認定は事実発生後になります。3月末退職)</p>				
退職時の所属所	県立横浜共済高等学校		所属コード	△ △ △ △
所属所電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		退職年月日	令和3年3月31日
自宅住所・電話番号	フリガナ	〒 △ △ △ - △ △ △ △		
		神奈川県〇〇市●●区▲▲町▽▽▽ Tel. 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
転居予定記入欄	フリガナ	〒 △ △ △ - △ △ △ △		
		神奈川県〇〇市●●区▲▲町▽▽▽ Tel. 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
退職後給付金口座	現職時と同じ・変更する()			
給付金指定口座 ※変更する方のみご記入ください。	金融機関コード		支店	座番号(右詰めで記入)
		銀行・金庫 信組・農協		
	フリガナ	口座名義		
<p>掛金払込方法 (A~Dの1つを選び○で囲んでください。用紙提出後の変更はできません。)</p>				
A 自動振替(毎月) みずほ銀行	●「預金口座振替依頼書」をみずほ銀行に提出する。			
B 自動振替(毎月) みずほ銀行以外	●「預金口座振替依頼書」を他銀行(みずほ銀行以外)に提出する。			
C 前納【6か月】	後日郵送する「振込依頼書」を使用して、金融機関の窓口から振り込んでください。			
D 前納【12か月】				
<p>地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申</p> <p>公立学校共済組合神奈川支部長殿 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申出者 印</p>				<p style="text-align: center;">押印忘れのないようにご注意ください。</p>

記入忘れのないように、ご注意ください。(記入の無い場合、継続して認定することはできません。)

電話番号は必ず記入してください。

転居予定のある方はご記入ください。(証の発送先の登録です。)資格取得後の変更は、記載事項等変更申告書で登録を行ってください。

押印忘れのないようにご注意ください。

※提出期限は退職日から20日以内となります。(共済組合給付グループ必着)

所属所受付印(組合員が所属所に提出した日)

(共済欄)

受 付	入 力 済	送 付 済

任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書

任意継続組合員証記号番号	公立神奈川	(←6桁の番号)
資格取得年月日	年	月 日
<p>地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。</p> <p>また、地方公務員等共済組合法施行規程第184条の2第1項規定による、前納した任意継続掛金の還付を請求します。</p> <p>公立学校共済組合神奈川支部長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>資格喪失申出及び還付請求者 氏名 Ⓜ</p> <p>住所 〒 Ⓜ</p> <p>電話 Ⓜ</p> <p><small>※下記、組合員死亡の場合には 相続人氏名、押印をお願いします。</small></p>		
資格喪失及び還付理由 <small>(該当の番号を○で囲んでください。)</small>	<p>1 就職先の健康保険に加入する この資格喪失申出書に添付するもの</p> <p>(1) 就職先の保険証の写し (2) 任意継続組合員証 (任意継続被扶養者証)</p> <p>就職先の健康保険の資格取得日 (任意継続組合員資格喪失年月日)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
	<p>2 組合員死亡 組合員氏名 () 死亡日 年 月 日</p> <p>還付請求者 Ⓜ 任意継続組合員との続柄</p> <p>(任意継続組合員の相続人に限る)</p> <p>この資格喪失申出書に添付するもの</p> <p>(1) 死体埋火葬許可証の写し、または死亡の事実を証明する書類の写し (2) 任意継続組合員証 (任意継続被扶養者証)</p>	資格喪失証明書発行 ※
	<p>3 任意継続組合員でなくなることを申し出る (該当の記号に○印で囲んでください。)</p> <p>*この用紙を共済組合が受理した月の翌月初日が資格喪失日となります。</p> <p>ア 国民健康保険に加入する イ 家族の被扶養者になる ウ その他 Ⓜ</p> <p>(資格喪失の理由をお書きください。)</p>	

※ 資格喪失証明書をもって、次の健康保険組合で加入手続きをしてください。

※ 資格喪失証明書は、この申出書に記載される住所に送付します。

任意継続組合員証(任意継続組合員被扶養者証)は資格喪失後、速やかに返納してください。

送付先 〒231-8309 横浜市中区日本大通33 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ

※共済組合使用欄

受付日	証返納済	証明書送付済	未経過期間還付額	入力済

任意継続組合員被扶養者取消申出書

任意継続組合員証記号番号	公立神奈川 (←6桁の番号)
<p>任意継続組合員の被扶養者の認定を受けていた者がその要件を欠くに至ったため、取消を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合神奈川支部長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>申出者 氏名 ⑩</p> <p>住所 〒</p> <p>電話</p>	
被扶養者氏名	(続柄)
取消年月日	年 月 日
取消理由	1 就職先の健康保険に加入 2 所得超過 3 扶養替え 4 その他 ()
資格喪失証明書の発行 (国民健康保険加入時等に必要)	必要 ・ 不要 (どちらかを○で囲んでください。)

* 国民健康保険加入時に必要な資格喪失証明書は、任意継続組合員被扶養者証(保険証)の返納確認後に郵送します。

添付書類等

◆ 就職先の健康保険に加入された方

○ 就職先の保険証の写しまたは辞令の写し等

◆ 所得超過による取消の方

○ 所得超過を証明する書類 (給与明細書の写し・年金証書等の写し等)

◆ その他

○任意継続組合員が資格を喪失する場合は被扶養者も同時に資格を喪失しますので、この申出書を提出する必要はありません。

※ 任意継続組合員被扶養者証は、速やかに返納してください。

送付先

〒231-8309 横浜市中区日本大通33 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ

※共済組合使用欄

受付日	証返納済	証明書送付済	入力済

任意継続掛金払込証明書発行願

組合員証 記号番号	公立神奈川	任意継続 組合員氏名	
電話番号 (連絡先)			
掛金払込 対象期間	年	月分から	年 月分まで
発行理由 (年末調整に必 要なため等)			
通知送付先 (※1)			
その他 連絡事項等 (※2)			
<p>上記のとおり、任意継続掛金払込証明書の発行を願います。</p> <p>公立学校共済組合神奈川支部長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>任意継続 組合員氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>			

(※1) 届出の住所と異なる所に証明書を送付希望される場合は、その送付先を記入してください。

(※2) 証明書の発行にあたり、送付期限や送付枚数等特別な事由がある場合はその内容を記入してください。

(給付様式第 6-8 号)

予定任意継続組合員 申出取消申請書

(この申請書は任意継続組合員申出書提出後、掛金納入前に申し出を取り消す事由が発生した場合に、共済組合へ提出してください。)

組合員証番号	
退職年月日	年 月 日
氏 名	
住 所	〒 —
自宅電話番号	— —
任意継続組合員の申し出を取り消す事由 (該当項目に丸印を付け、必要事項を記入してください。)	
1 退職に続けて、常勤再任用として勤務することとなった。 勤務することとなった所属所 () 所属所電話番号 (— —)	
2 退職に続けて再就職し、他の健康保険の被保険者となった。	
3 その他 (申し出を取り消す理由を記入してください。)	
〔)	

上記のとおり、申し出を取り消します。

年 月 日 氏名 _____

資格喪失（取消）証明書発行願

組合員氏名		所属所名 (注1)	
組合員証 番号(6桁)		所属コード	TEL
組合員住所 電話番号	〒 - TEL ()		
該当者氏名(注2)		続柄	喪失(取消)年月日(注3)
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
使用目的 (具体的に) (注4)			
送付希望先 住所氏名	住 所	〒 -	氏 名
<p>公立学校共済組合神奈川支部長 殿</p> <p>上記のとおり、資格喪失（取消）証明書の発行を願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>組合員氏名</p>			

- 注1 所属所名は組合員の最終所属です。
- 注2 該当者は複数依頼可能です。
- 注3 喪失年月日は退職日の翌日です。
- 注4 使用目的は具体的に記入してください。
- 注5 年度末に退職、転出する組合員の場合のみ証明してください。

＜提出先・問合せ先＞
 〒231-8309 横浜市中区日本大通33
 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
 電話 (045)210-8179

(注5)
 _____は、 年3月31日付けで
退職・転出することを証明します。

年 月 日

所属所名・職名

氏 名

公印

〔記入例〕

資格喪失（取消）証明書発行願

組合員氏名	神奈川 太郎				所属所名 (注1)	神奈川県立〇〇高等学校								
組合員証 番号(6桁)	1	2	3	4	5	6	所属コード	4	×	×	×	TEL	〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇	
組合員住所 電話番号	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 横浜市中区日本大通				政令市の場合は共済所属コードを参照してください。				TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇					
該当者氏名(注2)									失(取消)年月日(注3)					
1	神奈川 太郎				年	〇〇	年	4	月	1	日			
2	神奈川 花子				配偶者	〇〇	年	4	月	1	日			
3							年		月		日			
使用目的 (具体的に) (注4)	国民健康保険加入のため													
送付希望先 住所氏名	住 所	〒 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 横浜市中区日本大通〇〇				氏 名	神奈川 太郎							
<p>公立学校共済組合神奈川支部長 殿</p> <p>上記のとおり、資格喪失（取消）証明書の発行を願います。</p> <p>令和 〇 年 〇 月 〇 日 組合員氏名 神奈川 太郎</p>														

- 注1 所属所名は組合員の最終所属です。
- 注2 該当者は複数依頼可能です。
- 注3 喪失年月日は退職日の翌日です。
- 注4 使用目的は具体的に記入してください。
- 注5 年度末に退職、転出する組合員の場合のみ証明してください。

(注5)
 _____は、 _____年3月31日付けで
退職・転出することを証明します。
 _____年 月 日
 所属所名・職名

<提出先・問合せ先>
 〒231-8309 横浜市中区日本大通33
 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
 電話 (045)210-8179

年度末に退職、転出する組合員の場合は、必ず所属所長の証明を受けてください。年度途中で退職、転出する場合は証明不要です。

公印

貸付金償還等の手続について

1 退職手当からの控除について

貸付金未償還元利金は、退職手当から全額控除することが法で定められています。

(1) 退職手当から全額控除できる場合

手続不要

貸付金未償還元利金は退職手当から自動的に控除されます。控除額は、所属所に送付する3月31日付け通知で確認してください。

(2) 退職手当から全額控除できず、不足額がある場合

手続が必要

自宅あてに、3月31日付けで控除額に係る通知と不足額分の振込依頼書(納付書)を送付しますので、振込期限までに金融機関の窓口から不足額を振込みしてください。

なお、退職手当からの控除分についての手続は不要です。

2 償還完了に係る貸付借用証書の返却について

手続不要

貸付申込時にお預かりした「貸付借用証書」は、償還完了月の翌月末頃、自宅あてに郵送で返却します。

令和2年度末に退職される方のうち、未償還元利金を退職手当から全額控除できた方は、**令和3年6月下旬～7月上旬頃**に返却する予定です。

3 3月1日以降に退職決定した方のうち貸付金未償還元利金がある方について

手続が必要

退職等予定者の貸付金償還事務を円滑に行うため、3月1日以降に退職が決定した方のうち、貸付金未償還元利金がある方は、**共済経理グループ**まで連絡してください。

(事務担当者からの連絡も可)

共済経理グループ 045-210-1111 内線8176・8177

お問い合わせ内容

- 所属所名 氏名 組合員証番号
 自宅住所 自宅電話番号

4 団体信用生命保険に加入されている方について

住宅貸付け又は教育貸付けを借り受けている方のうち、団体信用生命保険制度に加入されていて毎年4月又は5月に保険料の引落とし日がある方は、退職手当からの控除により貸付金の償還が完了したにもかかわらず、退職後の4月又は5月に保険料が引落としされる場合があります。

この場合、概ね2か月後に精算されますので、それまでは引落とし口座を閉鎖しないようお願いします。

5 退職時における福祉保険制度及びアイリスプランの手続について

手続が必要

福祉保険制度（ファミリー年金、傷病休職給付金、医療費支援制度、元気づくりサービスコース）及びアイリスプラン（年金コース、医療・日常事故コース、介護保障コース）は、任意加入の生命保険、個人年金保険等です。

加入されている方は、退職時の手続が異なりますので、詳細は「問合せ窓口」にそれぞれ確認してください。

（1）福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度、元気づくりサービスコース）

傷病休職給付金については、以下のいずれの場合でも退職月の月末をもって脱退となります。

ア 定年退職者（再任用フルタイム満了者も含む）の方

退職後も引続き加入できます。（令和3年10月31日まで保障期間が継続）

令和3年11月1日以降は、脱退のお申出がない場合、自動更新となります。

詳細については、「公立学校共済組合『福祉保険制度』定年退職後の取扱いについて」（12月頃自宅送付）を確認してください。

イ 定年以外による退職者（早期退職者の方）

退職後も引続き加入できます。（令和3年10月31日まで保障期間が継続）

令和3年11月1日以降は、脱退のお申出がない場合、自動更新となります。

定年以外の理由による退職者には、退職した年の7月頃に、自宅あてに退職後の取扱いに関する書類が送付されますので、手続を確認してください。

お問合せ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998	

(2) アイリスプラン

ア 年金コース

(ア) 年度末時点で満 60 歳以上の退職予定者の方

退職後の取扱いについての案内（12 月末頃自宅に送付）に沿って、手続を行ってください。

(イ) 年度末時点で満 60 歳未満の退職予定者の方

次の問合せ先、教職員生涯福祉財団サービスセンターにお問い合わせください。

イ 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満 90 歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり継続できます。

ウ 介護保障コース

教職員共済生協（お問合せ窓口 株式会社一ツ橋サービス）との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問合せ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0 1 2 0 - 4 9 1 - 2 9 4	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社 一ツ橋サービス	介護保障コース	0 1 2 0 - 8 7 8 - 6 2 6	

貸付金償還等Q & A

Q 1 退職時点で貸付金の残高がありますが、退職後も引続き返済していくことはできますか？

A 1 貸付金の償還を退職後も引続き返済することはできません。

退職する時点で貸付残高がある場合は、退職手当等からその時点の未償還元利金相当額を控除します。控除してもなお不足額が生じる場合は、当共済組合から借受人へ振込依頼書が送付されますので、払込みをお願いします。

→ 資料 P 30

Q 2 退職手当から貸付金残高を控除してもらうために必要な手続はありますか？

A 2 共済組合で借りた貸付金の残高については、共済組合から給与支給機関へ退職手当からの控除を依頼しますので、組合員の方は手続する必要はありません。

→ 資料 P 30

Q 3 退職手当から貸付金残高を控除されたくないのので、退職前に全額返済をすることはできますか？

A 3 全額繰上償還をすることができます。

全額繰上償還は毎月 15 日（土日休日の場合はその前日）までに「全額繰上償還申出書」を提出していただき、翌月 15 日までに金融機関で払込みしてください。

ただし、3 月末で退職する場合の申出締切日は、令和 3 年 1 月 15 日が最終締切りとなります。

全額繰上償還申出書の用紙は支部ホームページに掲載しております。

Q 4 貸付金残高を知りたいが電話で教えてくださいませんか？

A 4 個人情報観点から電話でお答えすることはできません。折り返し所属所を通じて当支部より御連絡させていただきます。

また、「貸付金残高証明書交付願」を提出していただくことで「貸付金残高証明書」を発行させていただきます。

貸付金残高証明書交付願の用紙は支部ホームページに掲載しております。

*各用紙は支部ホームページ→手続ナビ→資金をかりる際の手続き→申込書等ダウンロード